

最新判決情報

2012 年

[4 月分]

○郵便ポスト不正競争事件

大判 H24.4.19 H23(ワ)10113 不正競争行為差止等請求事件(山田陽三裁判長)

「デザインポスト」と呼ばれる洒落た形状の家庭用郵便受けの商品表示に関する事案である。最高裁 HP には、原告被告とも商品目録が掲載されていないが、原告はベルギーのペンネ社製の「スティーリー (STEELY)」という商品を輸入販売しているようであり、「ペンネ、スティーリー」でネット検索すると原告商品を見ることができる。

而して、不競法 2-1-1 号の商品等表示該当性に関して、原告商品の形状の特徴と主張される点は、他社商品においても販売され、意匠登録されているので、他の商品と識別し得る独自の特徴とはいえないとして判決では否定された。

同様に、周知性についても否定され、原告の請求が棄却されている。

○シブヤガールズコレクション事件

東地判 H24.4.25 H23(ワ)35691 商標権侵害差止等請求事件(大須賀滋裁判長)

第 41 類「ファッションショーの企画・運営又は開催、ファッション情報の提供」を指定役務とする登録商標「ShibuyaGirlsCollection(ロゴ)」(右掲)の権利者である



原告が、「SHIBUMO GIRLS COLLECTION」「シブモガールズコレクション」からなる被告商標を若年女性向けファッションイベントの開催実績の告知のため、Web ページに掲載したことが、商標権を侵害するとして、その使用差止と損害の賠償を求めた事案である。

なお被告は口頭弁論に出頭しなかったため、原告主張の請求原因について擬制自白が認められた。

両商標の相違は、「シブヤ」と「シブモ」の「ヤ」と「モ」の相違であり、全体として称呼において類似すると判断されている。